

平成28年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

平成28年9月29日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企画財政課長	大 川 豊 文
地域政策課長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健康推進課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住民福祉課長	荒 木 俊 行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダム対策室長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- | | | |
|-------|------------------|---------------------------------|
| 第 1 | 認定第 1 号 | 平成 2 7 年度川棚町一般会計決算認定 |
| 第 2 | 認定第 2 号 | 平成 2 7 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定 |
| 第 3 | 認定第 3 号 | 平成 2 7 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定 |
| 第 4 | 認定第 4 号 | 平成 2 7 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定 |
| 第 5 | 認定第 5 号 | 平成 2 7 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定 |
| 第 6 | 認定第 6 号 | 平成 2 7 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定 |
| 第 7 | 報告第 5 号 | 平成 2 7 年度川棚町水道事業会計継続費精算報告 |
| 第 8 | 議案第 4 2 号 | 平成 2 7 年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件 |
| 第 9 | 認定第 7 号 | 平成 2 7 年度川棚町水道事業会計決算認定 |
| 第 1 0 | 総務厚生委員会視察調査報告 | |
| 第 1 1 | 議会活性化調査特別委員会中間報告 | |
| 第 1 2 | 議員派遣の件 | |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、認定第1号「平成27年度川棚町一般会計決算認定」から、日程第9、認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 皆様おはようございます。決算審査特別委員会付託審査報告を行います。本委員会に付託されました、平成27年度の各会計決算等につきましては、分科会方式を採用し審査を終了しております。その結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書にて議長宛に報告書を提出しており、お手元に配布されているものであります。その報告書を読み上げ、報告といたします。

平成28年9月28日、川棚町議会議長初手安幸様、決算審査特別委員会委員長村井達己。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号、平成27年度川棚町一般会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第2号、平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第3号、平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第4号、平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第5号、平成27年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第6号、平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

報告第5号、平成27年度川棚町水道事業会計継続費精算報告、報告済みとすべきものと決定。

議案第42号、平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件、原案可決すべきものと決定。

認定第7号、平成27年度川棚町水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。

決算審査特別委員会委員長報告。

認定第1号「平成27年度川棚町一般会計決算認定」、認定第2号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定第3号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」、報告第5号「平成27年度川棚町水道事業会計継続費精算報告」、議案第42号「平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」及び認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」の決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。(分科会)平成28年9月16日、20日、21日、23日、26日。(特別委員会)平成28年9月27日、28日。

(3) 審査場所。第1委員会室、第2委員会室、及び現地。

(4) 出席者。(分科会) 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、各担当課長、次長、室長、各係長等。(特別委員会) 委員全員、議長、事務局長。

2、審査内容(主要事項についての質疑と答弁)

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁

質疑、すこやか長寿券の利用率26%は低いのではないか。

答弁、利用率向上のためにも、助成率など制度の見直しも含め、研究するよう分科会の意見としても挙げている。

質疑、国民健康保険事業で財政健全化の具体策はあるのか。

答弁、即効性のある対策はないが、引き続きジェネリック医薬品の勧奨や多受診の抑制指導などによる医療費の節減を継続していくということである。

質疑、認知症サポーター講座は1回で十分なのか。

答弁、1回だけでなく段階的な講座内容にすることなどが検討されている。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)

質疑、川棚港埋立地の緑地整備事業で、防災機能を持った多目的広場とは。

答弁、東屋にシェルター機能を持たせるなど、玄海原発の事故発生時に避難場所として使えるようにするということである。

質疑、町営住宅使用料の未収金が大きく減少しているが。

答弁、特別な事情はないが毎年の徴収努力により減少している。特に平成27年度は現年度分の徴収に取り組んだ。

質疑、タブレットの導入は、学力向上につながっているのか。

答弁、生徒が個々に学習ドリルなどを活用しており、学力向上につながる面もあるものと考えられる。

(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)

以上で質疑を終了し、討論、採決を行った。

3、審査の結果。

(1) 認定第1号「平成27年度川棚町一般会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨) プレミアム商品券は、多子世帯は助成があっても購入できていない。町民に効果のある施策だったか疑問であり、反対する。

賛成討論(要旨) 財政運営が厳しい中でも、工夫して運営し、黒字決算となっている。多子世帯への助成も意義がある。全体的に適切な財政運営がなされており、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）払える保険税にすべきであり、また、国庫負担率を45%に戻すべきだと考え、反対する。

賛成討論（要旨）国保は町民にとって必要な制度であり、また適切な運営がなされており、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）高齢者医療制度をもとの制度に戻すべきだと考え、反対する。

賛成討論（要旨）お互いに負担しながら安心して医療を受けられる仕組みとしてこの制度は必要である。また決算は適切であり、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）介護の現状は、公的給付を削り責任を家庭と地域に押し付ける方向にあるが、これは病状悪化を加速させて結果的に介護給付の増大をもたらすことになり、反対する。

賛成討論（要旨）介護保険は相互扶助の仕組みである。町により介護を予防する事業が展開され、安心できることから、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認

定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 報告第5号「平成27年度川棚町水道事業会計継続費精算報告」については、採決の結果、全会一致で報告済みとすべきものと決定した。

(8) 議案第42号「平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(9) 認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

4、委員会の意見。

①人事評価システムについては、庁内でよく検討し、住民サービスや職員の資質の向上につながる公平公正な制度となるよう構築されたい。

②光ブロードバンド事業においては、収支上厳しい運営が続いている。いずれ更新を迎える IRU 契約の内容見直しも含め、検討されたい。

③すこやか長寿券については、助成率など制度の見直しも含め、利用率を向上させるべく研究・協議されたい。

④交流人口の拡大等を図るため、各種のイベントが開催されている。検証を充分に行い、実効性のある取り組みに努められたい。

⑤稚ナマコの放流については効果が認められ、特産品であるナマコの漁獲量が増えている。今後も事業を継続し、水産業の振興を図られたい。

⑥町道上組西部線、町道東臨港線の歩道設置工事は早期完成に努められたい。

⑦環境整備などの地元要望には、今後も誠意をもって対応されたい。

⑧町営住宅使用料の未収金の回収は成果が得られている。今後も税・料金・その他使用料など、未納者に対してはさらなる対策を講じ、収納率向上に努められたい。

⑨指導主事、スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を活用することにより、不登校の減少、いじめ防止、非行防止等に努められたい。

⑩国民健康保険事業特別会計においては、今後さらなる財政健全化を図り、医療費の抑制に努められたい。以上であります。

議 長 これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

議 長 よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

(1 0 : 1 7)

議 長 これから 1 件毎に討論、採決を行います。

最初に、認定第 1 号「平成 2 7 年度川棚町一般会計決算認定」について、討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番久保田 認定第 1 号、平成 2 7 年度川棚町一般会計決算認定に対する反対討論を行います。8 款土木費ダム対策費において、川原の反対地権者や支援者が裁決申請につながる町の立会による土地家屋の署名捺印の拒否を要請したにもかかわらず、成果報告書のとおり実施されました。日本国憲法では権力の乱用を抑制し、個人の尊厳を権力の横暴から守ることを目的として、主権が国民にあることを宣言し、奪うことのできない個人の基本的人権があることが認められています。そして私有財産を強制収用することを認める強制収用制度の手続きにおいても、判断の前提として十分な議論を尽くさなければなりません。しかし、平成 2 7 年度は住民の方々との協議は一度もなされておられません。奪われるものは私有財産に止まらず一人一人の生活からこれまでを支えてきた生活の基盤、そして社会的ネットワークという権利と利益なのです。地方政治は少数の立場に立つ人を守るべきです。よって私は認定第 1 号に反対いたします。

議 長 次に賛成者の発言を許します。山口議員。

1 番山口 1 番山口でございます。平成 2 7 年度一般会計決算認定に賛成の討論を行いたいと思います。決算認定についてはですね、ことさらにある個々の側面のみを強調して捉えるんじゃないかとですね、確かに個々の施策を論ずることも必要だろうとは考えますが、やはり全体的に捉え、そして大局的観点から判断すべきものとまず考えるべきだろうと思います。

平成 2 7 年度一般会計については多くの施策に取り組まれております。そして、それぞれその成果が上がっているものと判断をいたします。また、厳しい財源の中、適正な財政運営に努め無駄な支出を抑え、最終的には実質収支で 1 億 4 8 0 0 万円余りの黒字決算であり、適切な予算執行が

なされたと判断されます。したがいまして平成27年度一般会計決算を認定することに賛成をいたします。

議 長 次に反対者の発言はありませんか。よろしいですね。賛成者の発言はありませんか。毛利議員。

5 番 毛 利 5番毛利です。一般会計決算に対して賛成の立場で討論を行います。地方交付税などが減少する厳しい財政状況の中、他の会計に繰出金を繰り出すなど限られた予算で安定した行政運営に心掛け、予算執行されております。今後も効果的な財政運営と、財源の安定的確保に積極的に取り組み、ひいては行政サービスの向上と、活力ある町作りが推進されることを期待をいたしまして賛成といたします。

議 長 他に討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第1号「平成27年度川棚町一般会計決算認定」についての採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告の通り、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって認定第1号「平成27年度川棚町一般会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10:22)

議 長 次に、認定第2号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番 久 保 田 認定第2号、平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計

決算認定に対する反対討論を行います。現在の国民健康保険制度は昭和36年に皆医療保険として国民全員が何らかの医療保険に加入することを義務化するために、他の医療保険に入られない人たちが加入する医療保険制度として再編されました。当初から加入者は無職者、低所得者であり、保険料だけで運営することは不可能であったため、多くの国庫負担で賄うことを条件とした制度設計でスタートしたという歴史があります。元々国庫収入の70%あった国庫負担が昭和50年を境に低下し、現在は23%程度しかありません。現在の国保加入者は世帯主の職業は農業や漁業、自営業業者、フルに働いても非正規雇用、パート、アルバイト、派遣労働者などワーキングプアの人たちで構成されています。

本町の国保世帯所得状況を提供してもらいましたが、所得200万円未満の世帯が90%以上を占めています。国保税を全額払っている世帯は10%にも満たない状況です。たとえば40代夫婦、子ども2人で計算すると所得200万円は給与収入では312万円になります。2割軽減の対象になりますので、国保税は27万4400円になります。2人分の年金と平均的家賃を合計すると126万以上になります。手元に残るのは185、6万円です。そこから他の税金や車の維持費、教育費、食費を払っていかなければなりません。賃金は平成21年度から25年の5年間で17万円下がっているのに保険税は上がる一方です。平成28年度は軽減基準額が見直されていますが、収入が変わらなければ、この世帯の国保税は7万円以上上がります。高すぎる国保税が貧困世帯をより貧困にし、将来にわたって貧困は連鎖していきます。育ち盛りの子どもたちを目の前にして、高すぎる保険税を払いきることは不可能で、ない袖は振れません。滞納が起きるのは当然のことです。そして本町には発行月数1ヵ月という短期保険証がありますが、1ヶ月の短い保険証では安心して療養することはできません。少なくとも1ヶ月の保険証は見直すべきです。ましてや資格証明書での医療機関での受診は医療費を全額支払わなければならず。

議 _____ **長** 討論は簡明にお願いします。

4番久保田 はい、ためらい、結果として病気悪化などになりかねません。これでは憲法で保障されている健康で文化的な暮らしはほど遠いものになってしまいます。いわゆる払える保険料にすべきです。よって反対し

ます。

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。小田議員。

1 1 番 小 田 1 1 番小田です。認定第2号、平成27年度国民健康保険事業特別会計決算認定について賛成の立場で討論をいたします。国民健康保険は日本の社会保障制度の一つで、加入者が病気や怪我等の時、必要な医療費が保険料から支払われる制度であり、町民にとっては安心して生活するうえで、必要な制度であります。本町の事業については猶予する点もありますが、状況を確実に捉え、町民の健康維持のために適正な予算執行が行われています。よって平成27年度決算に賛成をいたします。

議 **長** 次に反対者の発言はありますか。よろしいですね。次に賛成者の発言はありますか。堀池議員。

7 番 堀 池 認定第2号、平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定に対する賛成討論を行います。被保険者の高齢化や1人当たりの医療費の増加で、大変厳しい財政状況ではありますが、制度の維持は必要不可欠であり、平成27年度は財政調整基金4180万円と一般会計から8000万の繰入も行い運営されています。制度に不満があれば国に対し意見書を提出すべきであり、最優先すべきは国保加入者が安心して医療が受けられ、健康寿命を延ばすことが第1であると考えられます。平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算は適正になされていると判断し、認定に賛成いたします。

議 **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 **長** 賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

議 **長** よろしいですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第2号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 28)

議 長 次に、認定第3号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番 久 保 田 認定第3号川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定に対する反対討論を行います。後期高齢者医療保険制度はこれまで加盟していた国保や健保から引き離して、75才以上だけの独立した保険制度を作り、全員から保険料を徴収し、医療給付など制度運営を行っています。財政は保険料、公費と現役世代からの支援金を入れて運営されますが、収入が少ない一方で医療費がかさむ後期高齢者の保険自体基盤が極めて脆弱な仕組みになっています。また、医療内容の差別化にも通じる規定が盛り込まれ、社会に大きく貢献されてこられた方々に冷たい制度と言わざるをえません。高齢者の方に保険料の値上げを我慢するか、医療の縮小を我慢するかを選択に追い込んでいく制度です。厚生労働省の幹部は医療費が際限なくあがり続ける痛みを高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしました。また、これからは高齢者にどんどん負担を求める時代だ、先の短い高齢者に基金を取り崩して保険料を下げるような優遇はすべきでないなどのことを述べてきました。大きな戦争をくぐり抜け、国のため、社会のため、郷土の発展のために身を粉にして貢献されてこられた高齢者の方々が、健康で文化的な暮らしを営むことのできるように国は責任を持つべきです。国に対して元の制度に戻すことを要請することを求めます。よって

認定第3号には反対いたします。

議 長 次に賛成者の発言を許します。高以良議員。

10番高以良 平成27年度後期高齢者医療特別会計決算認定についての委員長の報告に賛成の立場で討論を行います。後期高齢者医療制度は都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合により運営されており、後期高齢者に該当される方が病気や怪我をしたときに、安心して医療を受けられる制度としてなくてはならない制度であります。被保険者の健康診査にも取り組まれており、また予算の執行についても適切であったと判断しますので、委員長の報告に賛成します。

議 長 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第3号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告の通り、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって認定第3号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10:32)

議 長 次に、認定第4号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会

計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番 久 保 田 認定第4号平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定に対する反対討論を行います。介護保険は2000年にスタートしましたが、介護保険法第1条では要介護状態になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことのできるような、保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うとしています。65才以上の者が介護保険料を払い続けるのは、将来要介護、要支援になったら介護サービスを受けられると思うから払っているんです。しかし平成27年度から実施された介護保険の改正では、特別養護老人ホームの入所対象者が原則要介護3以上の人に限定したり、要支援の人に対する訪問介護とデイサービスの予防給付を廃止して、市町村の事業に移行する、そういう事になりました。このように介護保険サービスの給付の範囲がどんどん縮小されていけば、まじめに保険料を払っていても、いざ介護保険サービスを受けようとしても受けられない場合が出てきます。介護は縮小でなく、専門家の目と感覚で利用者さんの小さな変化を見抜くことで、状態悪化、病状悪化の抑制につながることを目的とするものです。今後益々増えていく高齢者同士の世帯、高齢者の独居を置いてきぼりにするような制度は見直しをすべきです。介護保険制度がスタートした時の理念に戻るべきとして認定第4号に反対いたします。

議 長 次に賛成者の発言を許します。堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。認定第4号、平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について賛成討論を行います。介護保険制度は受け入れられている制度で高齢者が要支援、要介護状態になることを予防し、要支援、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるような事業を行っていることを評価し、適正な執行がなされていると判断し、認定すべきものとして決算審査特別委員長の報告に賛成をいたします。

議 長 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 長 はい、よろしいですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第4号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告の通り、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。起立多数です。したがって認定第4号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10:36)

議 長 次に、認定第5号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 ありませんね。次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 はい、よろしいですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第5号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」についての採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告の通り、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって認定第5号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10 : 38)

議 長 次に、認定第6号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 ありませんね。次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第6号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」についての採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告の通り、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって認定第6号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10 : 39)

議 _____ **長** 次に、報告第5号「平成27年度川棚町水道事業会計継続費精算報告」を議題といたします。

委員長の報告は、報告済みとすべきものと決定とされております。

委員長の報告の通り、報告済みといたします。

(10 : 39)

議 _____ **長** 次に、日程第42号「平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」について討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** はい。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、議案第42号「平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」についての採決を行います。これから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告の通り、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって議案第42号「平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」は、委員長の報告の通り可決されました。

(10:42)

議 長 次に、認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 はい、よろしいですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」についての採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告の通り、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10:43)

議 長 日程第10、次に、日程第10「総務厚生委員会視察調査報告」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 調査事件について視察調査報告を行います。この視察報告につきましても、すでに文書により議長宛に報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ、報告といたします。

平成28年9月26日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会視察調査報告書。本委員会は所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査の結果を次の通り会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、調査期日。平成28年8月29、30日。

2、調査場所。熊本県玉名市、福岡県小郡市。

3、出席者。委員全員、議長、事務局書記。

4、調査の目的。「消防団応援の店」事業及び「自治会バス」事業について。

5、調査の概要。別紙のとおり。次ページをお願いします。

調査の概要。

(1) 「消防団応援の店」事業について（熊本県玉名市）

①概要。玉名市では昨年度より消防団員の士気を高め、地域防災力の向上を図るため「玉名市消防団応援の店」事業を展開している。

加盟店は現在135軒程度で、飲食店が主ではあるが、ガソリンスタンド・自動車整備工場・衣服店・理髪店・旅館・葬儀社・ゴルフ場・銀行など多岐にわたり、消防団員に対して割引サービスなどを行っている。

②今後の事業実施において参考とすべきもの。消防団員自らが加盟店の募集をおこなうことにより地元からの応援を肌で感じることができ、団員自身のモチベーションを高めることができる。

③その他。現在、本町には民間事業者が消防団を支援する制度はなく、本年5月におこなった総務厚生委員会と消防団との意見交換会においても、そのような支援制度を求める声があった。

(2) 「自治会バス」事業について（福岡県小郡市）

①概要。小都市では平成23年より廃止された路線バスの公共交通を補完するため「自治会バス」事業を展開している。

市が運営するコミュニティバスとは別に現在2地区で、地元自治会が主体となり、ボランティア運転手と市から無償貸与されたワゴン車で市民の足となるべく、買い物や通院など日常生活の交通手段を担っている。

利用料は「無料」で1日4便、平均25～30人程度の利用があり、市からの補助60万円ほどと自治会費の一部を充てて運営している。

②今後の事業実施において参考とすべきもの。路線バス廃止に伴い、交通弱者の移動手段として、自治会が中心となって地域住民・行政が協力して運行している。

あくまで住民主導で、道路運送法上も問題なく、日常生活での地域住民の足となっている。

③その他。自治会と国土交通省との協議の中で、道路運送法の制限がかからない「無料」での運行形態となった。

調査結果のまとめ。

(1) 「消防団応援の店」事業について。

「団員減少」や「会社勤めの団員が多い中での消防活動」など各自治体は同じような課題を抱えている。

その一つの解決策として、この事業は行政が主導するのではなく、消防団とともに加盟店登録など協力しながらおこなえる。

団員に対する付加価値を高めるとともに、地元事業者の活性化にもつながり、団員の確保にも期待できる。

(2) 「自治会バス」事業について。

現在、本町では「生きいきタクシー助成制度」もあるが、地域公共交通の面からは交通弱者全体にサービスが行き届いていない印象がある。

「自治会バス」事業は住民主導であることに大変さや課題はあるが、行政ではできないことも可能になる要素が多分にある。

自助・公助・共助による「協働」の理念で取り組んでもらえる自治会やNPO等が運営できる制度が構築できれば、地域の公共交通をさらに補完でき、町民の生活に大きく寄与するものと考えている。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。よろしいです

か。はい、小田議員。

1 1 番 小 田 1 1 番小田です。大変良い視察研修だったと思いますが、川棚町の現状を捉えてですね、この視察の内容が川棚町に即取り入れられるというか、十分に考えられることであるというふうなことでの、そういう点でお尋ねしたいと思います。お願いします。

議 長 はい、委員長。

総務厚生委員長 今回視察を行いまして、両事業とも大変参考になったと思っています。どちらの事業もですね、そう多額の費用が掛からない事業でありまして、できれば早めにそういった事業の導入ができればなという思いで、今後総務厚生委員会につきましても研究を重ねてまいりたいと思っています。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:49)

議 長 次に、日程第11、「議会活性化調査特別委員会中間報告」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。議会活性化調査特別委員長。

議会活性化調査特別委員長 議会活性化調査特別委員会調査事件について中間報告をおこないます。

議会活性化調査特別委員会において、調査を行ってきた議会改革及び議会活性化等に関する調査の中間報告について、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

この中間報告につきましては、すでに文書により議長あて報告書を提出し、その写しが各人に配付されておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成28年9月27日、川棚町議会議長初手安幸様、議会活性化調査特別委員会委員長福田徹。

議会活性化調査特別委員会中間報告書。本委員会の所管事務調査事件につ

いて、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により別紙のとおり報告します。次ページをお開きください。

議会活性化調査特別委員会中間報告。

- 1、件名。議会改革及び議会活性化に関すること。
- 2、期日。平成27年7月17日から平成28年9月13日。
- 3、経過と概要。

第1回委員会（平成27年7月17日）前委員会からの申し送り事項を確認し、これからの調査方針について協議した。

第2回委員会（平成27年8月25日）前委員会で取り組んだ事項について検証をおこない、新たな調査事項について協議した。

第3回委員会（平成27年11月27日）議会基本条例については、個々の活性化策を研究し、その過程で制定の必要性が出てきた時に検討することとした。

第4回委員会（平成28年1月15日）通年議会、自由討議、反問権について協議した。

第5回委員会（平成28年2月16日）通年議会は、現時点では取り入れないこととした。理由、現状の4会期制で問題なく対応できている。

第6回委員会（平成28年4月27日）自由討議は、現時点では取り入れないこととした。理由、意見交換で対応できており、それより討論を活性化させるべきである。

第7回委員会（平成28年5月24日）反問権について協議し、取り入れる方向で調査を進めることとした。

第8回委員会（平成28年7月19日）反問権と追跡調査について資料などを検討した。

第9回委員会（平成28年8月23日）反問権を主として、議会活性化の先進地視察について協議した。委員会中間報告について協議した。次をお開きください。

第10回委員会（平成28年9月13日）先進地視察先について協議した。委員会中間報告の確認をした。

- 4、まとめ。

当委員会では、本町議会の現状に満足することなく、多くの先進地の事例

など参考に調査研究してきたが、活性化策の氷山の一角でしかないと認識しており、住民の負託にこたえられる議会であるべく、これからも議会活性化に取り組んでいく必要がある。

今後、先進地視察を踏まえ、議会活性化策の具体化を図っていくこととする。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対して質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 この経過を見ますと、一部、反問権などについては取り入れる方向とかいうようなお考えが示されておりますが、今後のそういった結論をいつ頃出していくのかとか、そういう今後の日程的な考えはどのようになっておるのでしょうか。

議 長 委員長。

議会活性化調査特別委員長 はい。取り組んでいる以上は早期に結論を出して、皆様にお諮りしたいということは考えておりますが、その具体的な目標の期日等は検討はしておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:57)

議 長 次に、日程第12、「議員派遣の件」を議題といたします。お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定において、お手元に配布しました別紙の通り、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙の通り、派遣をすることに決定をいたしました。

(10:57)

議 長 なお、ただ今議決しました議員派遣の件で、その内容に変更

があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 0 : 5 7)

議 _____ **長** なお、申し添えておきます。平成 2 8 年 6 月定例会以降、議員派遣を行いました、長崎県町村議会議長会主催による県下町村議会議員研修会及び委員長研修会の報告書については、本定例会の初日に配布をいたしておりますので、申し添えておきます。

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(1 0 : 5 8)

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

平成 2 8 年 9 月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 0 : 5 9)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 三岳昇

会議録署名議員 久保田和恵